

たかしま発酵のまちづくり構想策定業務委託 仕様書

1 業務名称

たかしま発酵のまちづくり構想策定業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 業務目的

本市には5つの造り酒屋、醤油・酢の醸造所、伝統食である鮎ずしの老舗が存在するほか、各家庭でも自家製の味噌づくりや鮎ずし、鯖のなれずしといった伝統的な食文化が楽しめるなど、発酵食文化が今なお暮らしに根付いている。

こうした発酵食文化を発信するため、本市では、平成25年の「全国発酵食品サミット in たかしま」を皮切りに、「たかしま発酵食文化カレッジ」の開催や、京都市三条通りにオープンした「かもす家」での販路開拓に加え、市においても発酵食文化と地域の農林水産物を掛け合わせた商品開発「ヒビノハッコウ」の取り組みを推進するなど、産学官連携で発酵食文化をまちのブランドとして発信する取り組みを実施してきた。

そこで、「全国発酵食品サミット」から10年が経過し、コロナ禍を経て、健康意識やサステナブルな暮らしへの志向が改めて高まっている今、本業務では、本市の発酵食文化を次世代へと継承し、今後のまちづくりに活かすため、発酵食文化を育ててきた本市の特性やこれまでの事業成果をとりまとめるとともに、今後のまちづくりへの活用方針を構想としてとりまとめるものである。

4 業務内容

(1) 情報収集および各種調査、分析と課題抽出

構想策定に必要な事項について、以下を踏まえた情報収集や調査を実施し、発酵食文化を活かした本市のまちづくりの課題や今後の方向性を検討する。

ア) 基礎調査の実施

本市の発酵食文化を育ててきた地理・風土等の環境条件や、地域に根づく伝統や歴史、産業等の状況について調査する。

イ) 事業者および関係団体等の取り組み調査の実施

食品製造業や健康サービス関連業等、発酵食文化に関わる主要な事業者のほか、市、商工会や市民活動団体等が行ってきた発酵食文化の継承や地域振興に関するこれまでの取り組みを調査する。なお、調査においてヒアリング等を実施する場合は、その相手先や項目について、委託者と事前に協議すること。

ウ) 国、県の施策動向や他地域先進事例調査の実施

発酵食文化に関連した国や滋賀県の施策動向について調査し、協調や連携の可能性を検討するとともに、他地域の発酵食文化の継承や地域振興への先進的な取り組みを

調査し、発酵食文化を取り巻く近年の社会動向や消費者ニーズを分析する。

エ) 市民アンケート調査の取りまとめ

市が実施する市民アンケート調査について、調査項目の選定、回答の取りまとめを行う。

オ) 発酵食文化を活かした本市ならではのまちづくりの方向性検討

ア) ~エ) の調査分析を通じて、発酵食文化を活かした本市ならではのまちづくりの方向性や、他地域との差別化要素を検討する。

(2) たかしま発酵のまちづくり構想検討プロジェクトチーム会議の開催支援

主に市役所内関係課職員で構成される上記会議の開催支援について、以下の項目を実施する。なお、会議は令和6年度中に3回程度開催することとし、プロジェクトチームメンバーの選定や会議の招集は委託者が行う。

ア) 委託者と協議の上、議題の設定、会議資料の作成

イ) 会議への出席、ファシリテーション（議事進行補助）

ウ) 議事録作成

(3) たかしま発酵のまちづくり構想策定外部有識者会議の開催支援

産学官等分野の外部有識者で構成される上記会議の開催支援について、以下の項目を実施する。なお、会議は令和6年度中に2回開催することとし、外部有識者の選定や会議の招集は委託者が行う。

ア) 委託者と協議の上、議題の設定、会議資料の作成

イ) 会議への出席、ファシリテーション（議事進行補助）

ウ) 議事録作成

(4) 「たかしま発酵のまちづくり構想」の策定

(1) ~ (3) の調査結果および審議結果のほか、本市の上位計画である総合計画やその他計画等との整合も勘案し、「たかしま発酵のまちづくり構想」を策定する。なお、策定に当たっては、本編と概要版を作成すること。

構想の構成や内容等については、プロポーザルの提案事項とするが、以下の項目を含むこと。

ア) 本市の発酵食文化を育んできた風土や歴史、産業等の状況や、これまで取り組まれてきた発酵食文化の継承や地域振興に関する取り組みの総括

イ) 発酵食文化を活かした本市ならではのまちづくりの方向性

ウ) 発酵食文化の継承やそれを活用した今後の地域振興策について、主要な施策の方向性

(5) その他

委託者との連絡調整・業務報告を適宜実施し、必要に応じて打ち合わせを実施すること。

5 成果品

・「たかしま発酵のまちづくり構想（本編）」 データー式（A4版 80ページ程度）

・「たかしま発酵のまちづくり構想（概要版）」 データー式（A4版 20ページ以内）

6 高島市が委託する業務等における暴力団員等による不当介入の排除について

- ア. 受託者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市委託業務等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。
- イ. 受託者は、前項の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書（別記様式第1号）により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
- ウ. 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7 その他（個人情報ほか）

- (1) 受託者は業務遂行にあたり知り得た事項について、別記の特記事項を遵守することとする。
- (2) 受託者は、業務委託に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類（ただし、諸経費部分を除く）を整理するものとし、業務委託が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存するものとする。
- (3) 委託業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。またこれらの資料、データ等は委託終了までに市に返却すること。
- (4) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案に基づき市と協議の上、決定する。
- (5) 成果物に関する著作権は、特別な理由がない限り、市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の再委託は、基本的に認めない。ただし、再委託が必要な場合は、事前に再委託範囲および再委託先を市に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお再委託範囲は受託者が責任を果たす範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (7) 市は、受託者が事業を遂行する上で必要と認めるときは、委託料の一部または全部を概算払いすることができる。
- (8) その他、業務委託内容の効率的な実施のために必要な事項については、市と協議の上、定める。